

2年度 公文書開示状況(6月決定分) 水道局

様式

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日    | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |    |  |  |                     |
|-------|-----------|----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|----|--|--|---------------------|
|       |           |          |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 |  |  |                     |
| 1     | 2020/5/19 | 2020/6/2 | 江戸川区興宮町3番地先から同区松本二丁目2番地先間配水小管布設替工事に関する資源調査  | 36               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |    |    |  | 水道局東部第一支所配水課   |                     |
| 2     | 2020/5/22 | 2020/6/5 | 令和2年度設計単価表(令和2年4月1日)の物価資料根拠   | 482              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |    |    |  | (7条3号)<br>公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため。 | 水道局建設部技術管理課         |
| 3     | 2020/5/22 | 2020/6/2 | (1) 犬目第二給水所から八王子市犬目682番地先間外1か所配水本管(600mm)新設設計委託に関する委託設計書、委託総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書及び諸経費算出表<br>(2) 調布市上石原一丁目地先配水本管(800mm)新設設計委託に関する委託設計書、委託総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価表(表紙含む)及び諸経費算出表<br>(3) 柴崎浄水所から立川市羽衣町三丁目地先間送水管(800mm)新設実施設計委託に関する委託設計書、委託総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価表(表紙含む)及び諸経費算出表<br>(4) 西東京市緑町三丁目地先から同市谷戸町一丁目地先間配水本管(500mm)新設設計委託に関する委託設計書、委託総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価表(表紙含む)及び諸経費算出表 | 100              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |    |    |  |  | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課 |



| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |                 |    |   |                 |
|-------|-----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|-----------------|----|---|-----------------|
|       |           |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号              | 9号 |   |                 |
| 11    | 2020/5/27 | 2020/6/4  | (30-31)多摩水道元本郷庁舎外14か所水運用電話設備改良工事<br>【積算検討資料】(工事費内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、有価物売却費 明細、共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率)  | 18               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局水運用センター運用課   |    |   |                 |
| 12    | 2020/5/27 | 2020/6/9  | 王子給水所(仮称)配水池築造工事(第5回、第7回、第8回及び第11回起工変更)に関する工事設計書(表紙)、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書(表紙)、内訳明細書、代価明細書(表紙)、代価表、施工代価表、共通仮設費・イメージアップ経費算出表及び諸経費算出表   | 1038             | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第一課 |    |   |                 |
| 13    | 2020/5/28 | 2020/6/8  | 三郷浄水場受変電所・常用自家発電所及び排泥濃縮槽等築造工事の第7回設計変更の工事設計書、説明書、総括書及び工種別総括書  | 16               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第二課 |    |   |                 |
| 14    | 2020/5/11 | 2020/6/11 | 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事に関する01 シールド機見積比較表明細1号、02 セグメント見積評価一覧明細2号、03 機械器具損料・電力量(シールド機器)明細1号、04 配管機器器具損料、燃料費(二次覆工設備)明細4号、05 機械器具損料・電力量(充てんエアミルク設備)明細5号、06 機械器具損料・電力量換気ファン明細19号、07 スパイラルダクトφ300明細19号、08 電動シャッター見積比較表取付撤去明細102号、09 防音パネル単価計算根拠(防音ハウス)換気パネル人扉用含む明細102号、10 仮設昇降設備エレベータ損料及び電力量明細23号及び11 泥水処理設備機械器具損料明細27号 | 20               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | 1  | 1               | 1  | (7条3号)<br>見積金額は、これらを提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、開示した場合他社に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条6号)<br>見積金額の評価内容を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じるおそれがあるため<br>(7条3号)<br>これらの刊行物名を開示した場合、資料出版元法人の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条3号)<br>これらを開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため | 水道局東部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日    | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |    |   |                 |
|-------|-----------|----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|----|---|-----------------|
|       |           |          |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号  |                 |
| 15    | 2020/4/22 | 2020/6/4 | 朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する(1)工事設計書(工事設計書(表紙)、説明文、工事総括数量表、総括書、工程別内訳書、内訳書、内訳明細書、代価明細書、代価表、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表)(2)数量計算書 ①配管工 ②発進立坑築造工 ③発進到達立坑上部復旧工 (3)各種見積単価及び数量根拠 ①特別単価調査報告書 1ダクタイル鋳鉄管 受口切管 内面継手(US型)R方式 4種管φ2600 L=3500 内面モルタルA区分 2ダクタイル鋳鉄管 受口切管 内面継手(US型)R方式 4種管φ2600 L=3000 内面モルタルA区分 3ダクタイル鋳鉄管 受口切管 内面継手(US型)R方式 4種管φ2600 L=2000 内面モルタルA区分 4ダクタイル鋳鉄管 角度直管 内面継手(US型)R方式 3° 4種管φ2600 L=3000 内面モルタルA区分 5ダクタイル鋳鉄 継輪 内面継手(US型)R方式 φ2600(押輪+スペーサ+ロックリング+ロックリングサポーター+ゴム輪)A区分 6鋼板製バタフライ弁(フランジ形) 2600 16K 横型1.1MPa 7ダクタイル鋳鉄仕切弁 φ350 16K 16片US形挿口片ブレンエンド鋼仕切弁副管乙 内面:無溶剤形エポキシ 外面:ポリウレタン被覆 17片フランジ片ブレンエンド鋼管 内面:無溶性エポキシ 外面:ポリウレタン被覆 18両フランジ片US形挿口人孔付排水T字管内面:無溶剤形エポキシ 外面:ポリウレタン被覆 8中間振れ止め 軸径70mm SS400 9中間軸 軸径70mm SS400 継足金物含む。 10ユニバーサルジョイント(自在継手) 軸径70mm SS400 11手動バルブ開閉器排水弁 350mm用 軸径70mm SS400 12グラウトバック数量根拠 ②受注者持配管材料(切管) ③受注者持配管材料(フランジ固定金具) ④受注者持配管材料 1重量受台 | 161              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    |    | (7条3号)<br>受託者住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることになり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条4号)<br>偽造等により法人の財産が脅かされるおそれがあるため<br>(7条3号及び6号)<br>見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、これを開示した場合、他社に経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると判断され、また、見積精査の経過やその算定式は、開示することにより、今後当局が行う同様の見積りにおいて、見積会社の思惑によりその金額の高止まりを招く等、適切な設計価格設定に支障を生じると認められるため | 水道局東部建設事務所工事第二課 |



| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |   |                     |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---|---------------------|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号  | 8号                  |
| 16    | 2020/4/22 | 2020/6/12 | 深大寺浄水所1号配水池新設工事に係る以下の資料<br>総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書(表紙)、代価表、施工代価表、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、数量計算書、見積承認書及び調査報告書  | 1401             |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条3号及び6号)<br>見積価格は法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれるとともに、その評価方法に関わる内容を開示した場合、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため<br>(7条3号)<br>調査報告書に記載のある受託者の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条4号)<br>代理人の印影を開示した場合、偽造等により財産が脅かされる恐れがあるため<br>(7条4号及び6号)<br>当該部分を開示することで、施設内部が明らかとなり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課 |
| 17    | 2020/5/20 | 2020/6/8  | 朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する積算工程表及び日数を計算するための計算書                                    | 2                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第二課   |                     |
| 18    | 2020/5/29 | 2020/6/8  | 三郷浄水場受変電所・常用自家発電所及び排泥濃縮槽等築造工事の第8回設計変更の工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価表、代価明細書、共通仮設費・現場環境改善費算出表及び諸経費算出表 | 179              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第二課   |                     |
| 19    | 2020/5/29 | 2020/6/2  | 上北沢給水所(仮称)から世田谷区船橋四丁目地先間配水本管(1100mm・1000mm)新設工事(シールド工事)に関する工事変更設計書(第1回)   | 808              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局西部建設事務所工事第一課   |                     |
| 20    | 2020/5/29 | 2020/6/2  | 上北沢給水所(仮称)から世田谷区船橋四丁目地先間配水本管(1100mm・1000mm)新設工事(シールド工事)に関する工事変更設計書(第2回)   | 814              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局西部建設事務所工事第一課   |                     |
| 21    | 2020/6/1  | 2020/6/9  | 世田谷区下馬五丁目2番地先から同区下馬六丁目29番地先間配水小管布設替工事に関する変更契約に関する設計書一式(増額分について)   | 254              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条2号)<br>個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であるため<br>水道局南部支所配水第二課   |                     |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |   |               |
|-------|----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|---|---------------|
|       |          |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号  | 8号            |
| 22    | 2020/6/1 | 2020/6/10 | ①村山山口貯水池管理用地樹木整備作業 (30-154) に関する工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、諸経費計算書、共通仮設費・イメージアップ経費算出表、諸経費算出表、内訳明細書、代価明細書、代価表、特記仕様書及び質問回答書<br>②村山山口貯水池管理用地樹木整備作業 (31-138) に関する工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、内訳明細書、代価明細書、代価表、特記仕様書及び質問回答書  | 110              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | (7条3号)<br>公にすることで、他の者に単価提供元企業の経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため                     | 水道局水源管理事務所技術課 |
| 23    | 2020/6/1 | 2020/6/9  | 水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年4月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年5月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年6月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年7月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年8月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年9月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年10月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年11月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成30年12月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成31年1月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成31年2月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成31年3月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成31年3月11日)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (平成31年4月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年5月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年6月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年7月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年8月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年9月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年10月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年11月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和元年12月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年1月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年2月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年3月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年4月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年5月) 及び水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年6月) | 1216             |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | (7条3号)<br>公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため | 水道局建設部技術管理課   |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |   |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|---|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号 | 8号  | 9号              |
| 24    | 2020/6/1 | 2020/6/12 | 令和2年度 配水管布設工事等設計委託 (多摩) 単価契約<br>単価表設計額、単価計算書<br>延長配分計算書、諸経費率計算書   | 44               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課   |                 |
| 25    | 2020/6/2 | 2020/6/15 | 和田堀給水所2号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事に関する品目の算出根拠資料   | 15               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | (7条3号)<br>開示した場合に、他の者に見積提出法人の経営上の情報を知られることになり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条6号)<br>今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることになり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされる恐れがあるため | 水道局西部建設事務所工事第二課 |
| 26    | 2020/6/2 | 2020/6/9  | 八王子市台町四丁目地先外1か所配水本管 (500mm・400mm) 新設及び撤去工事に係る以下の書類<br>設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価表 (表紙含む)、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、特記仕様書及び施工代価表    | 587              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課   |                 |
| 27    | 2020/6/2 | 2020/6/9  | 杉並区梅里二丁目24番地先から同区梅里二丁目29番地先間配水小管布設替工事の工事設計書の情報提供で閲覧できる種類のもの。ただし、工事設計書 (表紙) 及び説明書は除く。  | 692              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | 水道局西部支所配水課  |                 |
| 28    | 2020/6/2 | 2020/6/10 | 多摩市和田1384番地先から同市和田1192番地先間配水小管布設替及び新設工事に関する工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書、代価表、施工代価一覧、施工代価表、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書及び給水管類材料内訳明細書 | 451              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部多摩給水管理事務所工務課   |                 |



| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |   |  |                     |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---|--|---------------------|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号  | 9号   |                     |
| 29    | 2020/5/8  | 2020/6/10 | 下記工事に関する総括書、内訳書、内訳明細書、特記仕様書及び設計図面<br>(1) 東村山浄水場沈殿池(1急系1群)耐震補強等工事<br>(2) 砧下浄水所場内給水管布設替及び排水沈殿池等耐震補強工事<br>(3) 砧下浄水所配水池等耐震補強工事  | 742              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条4号及び6号)<br>公にすることにより、テロ等の行為を助長し、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当局のセキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため | 水道局東村山浄水管理事務所技術課   |                     |
| 30    | 2020/5/12 | 2020/6/12 | 東村山浄水場受変電設備棟新築工事に関する工事設計書、工種別総括書、工種別内訳、種目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、別紙明細、代価表一覧、代価表及び共通仮設費(積上)明細   | 131              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | 1  | (7条6号)<br>今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障が生じると認められるため                         | 水道局東村山浄水管理事務所技術課   |                     |
| 31    | 2020/5/22 | 2020/6/9  | 墨田区立川四丁目地先から同区菊川三丁目地先間配水本管(700mm・400mm)布設替及び既設さや管内配管工事に関する工事設計書、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書、代価表、資源調書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、施工計画書及び数量計算書                                  | 974              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | 1  | 1   | (7条2号)<br>個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であるため<br>(7条2号)<br>個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため<br>(7条3号)<br>当局が他法人の有償刊行物から積算の基礎資料となる計算式等を引用しているため、開示した場合に有償刊行物を購入するより安価に情報を得ることが可能になり、当該法人の刊行物販売による収入の減少を招き、調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため | 水道局東部建設事務所工事第一課     |
| 32    | 2020/6/3  | 2020/6/10 | 立川市高松町一丁目地先から同市泉町935番地先間配水本管(500mm)布設替工事の第1回及び第2回設計変更に係る以下の書類<br><br>設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書(第2回のみ)、代価表(表紙含む)(第2回のみ)、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、施工代価表、特記仕様書(第2回のみ)及び資源調書 | 1990             |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |   |  | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |   |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|---|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号 | 8号  | 9号              |
| 33    | 2020/6/3 | 2020/6/9  | <p>千ヶ瀬第二浄水所（仮称）整備工事に係る以下の資料<br/>           ①第2回契約変更分（契約番号：31水経契契第337号の4）<br/>           変更工事総括数量表、変更総括書、変更工種別総括書、変更内訳書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料変更工種別総括書（表紙含む）、管弁類材料変更内訳書、給水管類材料変更内訳明細書</p> <p>②第3回契約変更分（契約番号：31水経契契第337号の5）<br/>           変更工事総括数量表、変更総括書、変更工種別総括書、変更内訳書、内訳明細書（表紙含む）、代価明細書（表紙含む）、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料変更工種別総括書（表紙含む）、管弁類材料変更内訳書、給水管類材料変更内訳明細書</p> | 297              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課   |                 |
| 34    | 2020/6/3 | 2020/6/12 | <p>西東京市向台町四丁目地内から武蔵野市関前一丁目地内間導水管（2000mm）用トンネル築造工事に関する質問回答書、工程表、数量計算書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、仮設材賃料相当加算額算出根拠、管理費区分チェックリスト、施工代価表、見積単価一覧表、見積根拠資料、シールド機器算出根拠、沈設用アンカー工算出根拠、防音工算出根拠、電力基本料金算出根拠及び鋼材スクラップ算出根拠</p>   | 396              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        | 1      | 1  | 1  |    | <p>(7条3号)<br/>           開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br/>           (7条3号)<br/>           開示した場合に、当該部分に記載された処分受入先名称と内訳明細書とを照らし合わせることで受入先の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br/>           (7条3号)<br/>           公表すると他の者に見積提出企業の経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br/>           (7条4号及び6号)<br/>           当該部分を開示することにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、配水設備及び配水業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため<br/>           (7条6号)<br/>           今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため</p> | 水道局西部建設事務所工事第二課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |  |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|--|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号 | 8号   | 9号              |
| 35    | 2020/6/3 | 2020/6/12 | 東村山市萩山町三丁目地内から小平市天神町三丁目地内間導水管(2000mm)用トンネル築造工事に関する質問回答書、工程表、数量計算書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、仮設材賃料相当加算額算出根拠、管理費区分チェックリスト、施工代価表、見積単価一覧表、調査報告書、見積根拠資料、シールド機器算出根拠、換気設備算出根拠、送排泥設備算出根拠、泥水処理設備算出根拠、防音工算出根拠、電力基本料金算出根拠、鋼材スクラップ算出根拠及び流体輸送計画書   | 454              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | (7条3号)<br>開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、当該部分に記載された処分受入先名称と内訳明細書とを照らし合わせることで受入先の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>公表すると他の者に見積提出企業の経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため<br>(7条6号)<br>今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため | 水道局西部建設事務所工事第二課 |
| 36    | 2020/6/3 | 2020/6/17 | 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事に関する01質問回答書、02積算工程表、03数量計算書、04共通仮設費・現場環境改善費算出表、05管理費区分チェックリスト、06施工代価表、07見積単価一覧、08特別調査報告書、09見積価格評価一覧表、10積算根拠(泥水シールド損料・電力料)、11積算根拠(配管損料)、12積算根拠(エアマルク損料・電力料)、13積算根拠(坑内換気損料・電力料)、14積算根拠(送排泥管損料)、15積算根拠(泥水処理設備損料・電力料)、16積算根拠(単価一覧)、17積算根拠(防音パネル)、18積算根拠(防音工換気損料・電力料)、19積算根拠(安全費)、20積算根拠(契約電力の算定)、21積算根拠(仮設材)及び22流体輸送計画書 | 966              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | (7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため<br>(7条3号)<br>見積金額は、これらを提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、開示した場合他社に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条6号)<br>見積金額の評価内容を開示した場合、今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため  | 水道局東部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |  |                 |
|-------|----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|--|-----------------|
|       |          |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号   | 8号              |
| 37    | 2020/6/3 | 2020/6/12 | 小平市天神町三丁目地内から西東京市向台町四丁目地内間導水管(2000mm)用トンネル築造及び立坑内配管工事に関する質問回答書、工程表、数量計算書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、仮設材質料相当加算額算出根拠、管理費区分チェックリスト、施工代価表、見積単価一覧表、調査報告書、見積根拠資料、シールド機器算出根拠、換気設備算出根拠、立坑クレーン設備算出根拠、送排泥設備算出根拠、泥水処理設備算出根拠、配管算出根拠、充てん算出根拠、防音工算出根拠、電力基本料金算出根拠、鋼材スクラップ算出根拠及び流体輸送計画書 | 405              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | (7条3号)<br>開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、当該部分に記載された処分受入先名称と内訳明細書とを照らし合わせることで受入先の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>公表すると他の者に見積提出企業の経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため<br>(7条6号)<br>今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため | 水道局西部建設事務所工事第二課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |  |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|--|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号 | 9号   |                 |
| 38    | 2020/6/3 | 2020/6/17 | <p>朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管 (2600mm) トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する</p> <p>(1) 質問回答書 (2) 積算工程表 (工期の算定根拠資料) ①から⑤まであり (3) 数量計算書 ①配管工 ②発進立坑築造工 ③発進到達立坑上部復旧工 (4) 経費計算情報 (共通仮設費・現場環境改善費算出表及び諸経費計算書) (5) (4) 経費計算情報における仮設材質料相当加算額算定根拠 (6) (4) 経費計算情報における直接工事費内の対象外費用算定根拠</p> <p>(7) 施工代価表 (8) 見積単価一覧表 (9) 局特別調査 (臨時調査) 採用価格決定資料及び算出根拠資料</p> <p>・ダクティル鑄鉄管 受口切管 内面継手 (US型) R方式 4種管φ2600 L=2000 内面モルタルA区分 ・ダクティル鑄鉄管 受口切管 内面継手 (US型) R方式 4種管φ2600 L=3000 内面モルタルA区分 ・ダクティル鑄鉄管 受口切管 内面継手 (US型) R方式 4種管φ2600 L=3500 内面モルタルA区分 ・ダクティル鑄鉄管 角度直管 内面継手 (US型) R方式 3° 4種管φ2600 L=3000 内面モルタルA区分 ・ダクティル鑄鉄 継輪 内面継手 (US型) R方式 φ2600 (押輪+ス+サ+ロッキング+ロッキング+サ+ター+ゴム輪) A区分 ・ダクティル鑄鉄仕切弁 φ350 16K ・鋼板製バタフライ弁 (フランジ形) 2600 16K 横型 1.1MPa ・片フランジ片プレンド鋼曲管 内面: 無溶性エポキシ 外面: ポリウレタン被覆 ・片US形挿口片プレンド鋼仕切弁副管乙 内面: 無溶剤形エポキシ 外面: ポリウレタン被覆 ・両フランジ片US形挿口人孔付排水T字管内面: 無溶剤形エポキシ 外面: ポリウレタン被覆 (10) 見積による採用価格決定資料及び算出根拠資料 ①受注者持配管材料 (切管) ②フランジ固定金具 ③付帯設備 ④受注者持配管材料</p> | 255              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |    | <p>(7条3号)</p> <p>積算基礎資料名は、開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売減少を招き、ひいては当該出版元の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該出版元の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)</p> <p>公にすることで、他の者に単価提供元企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)</p> <p>公にすることで、当該企業の価格設定情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)</p> <p>受託者住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることになり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条4号)</p> <p>偽造等により法人の財産が脅かされるおそれがあるため</p> <p>(7条3号及び6号)</p> <p>見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、これを開示した場合、他社に経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると判断され、また、見積精査の</p> | 水道局東部建設事務所工事第二課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |  |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|--|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号   | 8号              |
|       |          |           | ⑤クラウドバック ⑥重量シャッター ⑦鋼管φ2600mm半自動溶接合費 -1 見積資料 -2 数量根拠資料 (11) 配管FCD. US-R2600mm 配管機械器具損料及び電力量、二次覆工(門型クレーン、機関車、管運搬台車) 価格算出根拠資料 (12) エアミルク充てん(機械器具損料及び電力量・シールド二次覆工) 価格算出根拠資料 (13) 換気設備(機械器具損料及び電力量) 価格算出根拠資料 (14) 仮設昇降設備(エレベータ損料) 価格算出根拠資料 (15) 電力基本料金 価格算出根拠資料 (16) 発生材売却費(各種鋼材スクラップ) |                  |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | 経過やその算定式は、開示することにより、今後当局が行う同様の見積りにおいて、見積会社の思惑によりその金額の高止まりを招く等、適切な設計価格設定に支障を生じると認められるため           |                 |
| 39    | 2020/6/3 | 2020/6/15 | 建設機械損料表(令和2年4月1日)   | 37               | 1  |      |     |     |        |    |    | 1  |    |    |        |        |    | (7条3号) 公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため | 水道局建設部<br>技術管理課 |
| 40    | 2020/6/4 | 2020/6/12 | 朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する以下の単価に係る積算及び数量根拠資料 (1) 内訳明細書第0020号 立坑内作業床 (2) 内訳明細書第0024号 立坑内仮設階段 (3) 内訳明細書第0032号 電力設備(高圧配電線路)  | 9                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |  | 水道局東部建設事務所工事第二課 |
| 41    | 2020/6/5 | 2020/6/10 | 葛飾区高砂七丁目地先から同区柴又三丁目地先間配水本管(1350mm)既設さや管内配管工事に関する資源調書  | 57               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |  | 水道局東部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |  |                 |
|-------|----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|--|-----------------|
|       |          |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号 | 9号   |                 |
| 42    | 2020/6/5 | 2020/6/10 | 足立区鹿浜一丁目地内から北区王子五丁目地内間送水管(1350mm)新設工事(シールド工事)に関する01_施工パッケージ単価計算シート(基面整正)、02_施工パッケージ単価計算シート(床掘り)、03_施工パッケージ単価計算シート(埋戻し工)、04_施工パッケージ単価計算シート(サンドマット工)、05_施工パッケージ単価計算シート(安定処理工)、06_施工パッケージ単価計算シート(整地)及び07_施工パッケージ単価計算シート(掘削) | 7                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |    | 水道局東部建設事務所工事第一課  |                 |
| 43    | 2020/6/5 | 2020/6/16 | 西東京市向台町四丁目地内から武蔵野市関前一丁目地内間導水管(2000mm)用トンネル築造工事に関する仮設材賃料相当加算額の単価の算出根拠及び工程表  | 6                |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    | 1      |        |    |    |    | (7条6号)<br>当該資料は現時点では一部非公表であり、開示請求者に対して当該部分を開示した場合、当該部分に記載された工期から今後発注予定工事の規模等が類推されることとなり、特定の業者が有利になり入札に不公平を生じ、適正な入札事務の遂行に支障を来すなど、当局の当事者としての地位を害するおそれがあるため | 水道局西部建設事務所工事第二課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |  |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|--|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号   | 8号              |
| 44    | 2020/6/8 | 2020/6/16 | 小平市天神町三丁目地内から西東京市向台町四丁目地内間導水管(2000mm)用トンネル築造及び立坑内配管工事に関する見積根拠資料、調査報告書、シールド機器算出根拠、換気設備算出根拠、立坑クレーン設備算出根拠、送排泥設備算出根拠、泥水処理設備算出根拠、安全費算出根拠、工程表、工期算定根拠、管理費区分チェックリスト、見積単価一覧表、仮設材賃料相当加算額算出根拠、二次覆工配管算出根拠、受注者持配管材料算出根拠及び処分費算出根拠 | 60               |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | <p>(7条3号)<br/>公表すると他の者に見積提出企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号)<br/>開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号)<br/>開示した場合に、当該部分に記載された処分受入先名称と内訳明細書とを照らし合わせることで受入先の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため。</p> <p>(7条3号)<br/>公表すると他の者に当該企業の価格設定情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>公にすることで、他の者に単価提供元企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)<br/>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため</p> <p>(7条6号)<br/>今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため</p> | 水道局西部建設事務所工事第二課 |



| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |   |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|--------|--------|----|----|----|---|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 |        |        | 4号 | 5号 | 6号 | 7号  | 8号              |
| 45    | 2020/6/8 | 2020/6/16 | 東村山市萩山町三丁目地内から小平市天神町三丁目地内間導水管(2000mm)用トンネル築造工事に関する見積根拠資料、調査報告書、シールド機器算出根拠、換気設備算出根拠、送排泥設備算出根拠、泥水処理設備算出根拠、安全費算出根拠、工程表、工期算定根拠、管理費区分チェックリスト、見積単価一覧表及び仮設材賃料相当加算額算出根拠 | 22               |    | 1    |     |     |        |    |    |    |        |        |    |    |    | (7条3号)<br>公表すると他の者に見積提出企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、当該部分に記載された処分受入先名称と内訳明細書とを照らし合わせることで受入先の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため。<br>(7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため<br>(7条6号)<br>今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため | 水道局西部建設事務所工事第二課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |   |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号  | 8号              |
| 46    | 2020/6/8 | 2020/6/19 | 和田堀給水所2号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事に関する仮設材集計表、見積根拠資料、管理費区分チェックリスト、資源調書、見積単価一覧表、処理費の算定根拠資料及びステンレス鋼管、鋼管の算定根拠資料 | 321              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条3号)<br>開示した場合に、他の者に見積提出企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条6号)<br>今後当局が行う同種の見積りにおいて、見積り会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることになり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため<br>(7条3号)<br>引用元書籍情報を公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該出版元の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該出版元の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、当該部分に記載された処分受入先名称等と内訳明細書とを照らし合わせることで受入先の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため<br>(7条3号)<br>公にすることで、他の者に単価提供元企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため | 水道局西部建設事務所工事第二課 |
| 47    | 2020/6/8 | 2020/6/16 | 足立区鹿浜一丁目地内から北区王子五丁目地内間送水管(1350mm)新設工事(シールド工事)に関する02_刃口金物製作費の積算根拠及び06_受注者持ち配管材料の積算根拠                     | 2                |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条3号)<br>当局が他法人の有償刊行物から積算の基礎資料となる計算式等を引用しているため、開示した場合に有償刊行物を購入するより安価に情報を得ることが可能になり、当該法人の刊行物販売による収入の減少を招き、調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため  | 水道局東部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |                     |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---------------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号                  |
| 48    | 2020/6/8 | 2020/6/12 | 国立市矢川三丁目地先から同市富士見台四丁目地先間配水本管(400mm)新設工事に関する以下の資料。<br>工事変更設計書(第9回)、説明書、変更工事総括数量表(第9回)、変更総括書(第9回)、変更工種別総括書(第9回)、変更内訳書(第9回)、変更内訳明細書(第9回)、代価明細書(変更設計第9回)、共通仮設費・イメージアップ経費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表(変更設計第9回)、管弁類材料変更工種別総括書(第9回)、管弁類材料変更内訳書(第9回)、特記仕様書(変更第9回)及び設計変更図(第9回)。 | 137              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課 |
| 49    | 2020/6/8 | 2020/6/15 | 西東京市東伏見五丁目地先から同市東伏見四丁目地先間外1か所配水本管(400mm)新設工事(令和2年3月27日付第4回契約変更分)に関する以下の資料<br>工事変更設計書、説明書、変更工事総括数量表、変更総括書、変更工種別総括書、変更内訳書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料変更工種別総括書(表紙含む)、管弁類材料変更内訳書、給水管類材料変更内訳明細書及び施工代価表   | 634              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |  |                 |
|-------|----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|--|-----------------|
|       |          |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号   | 9号              |
| 50    | 2020/6/8 | 2020/6/16 | 東村山市萩山町三丁目地内から小平市天神町三丁目地内間導水管(2000mm)用トンネル築造工事に関するシールド機器算出根拠、流動化処理土算出根拠、処分費算出根拠、鋼板・ボルト算出根拠、スクラップ算出根拠、換気設備算出根拠、仮設昇降設備算出根拠、汚水処理設備算出根拠、土質調査算出根拠、セグメント算出根拠、配管設備算出根拠、防音工算出根拠、高所作業車算出根拠、管理費区分チェックリスト及び仮設材質料相当額算出根拠 | 28               |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | <p>(7条3号)<br/>公表すると他の者に経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号)<br/>引用元書籍情報を公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該出版元の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該出版元の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>公表すると他の者に当該企業の価格設定情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>公にすることで、他の者に単価提供元企業の経営上の情報を知られることになり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>開示した場合に、当該部分に記載された処分受入先名称と内訳明細書とを照らし合わせることで受入先の価格設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条6号)<br/>見積精査の経過やその算定式を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、単価設定に支障を生じると認められるため</p> | 水道局西部建設事務所工事第二課 |



| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |   |                                   |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---|-----------------------------------|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号  | 9号                                |
| 53    | 2020/6/11 | 2020/6/23 | 水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年2月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年3月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年4月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年5月) 及び水道用機械・電気設備工事機器価格表 (令和2年6月)  | 348              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条3号)<br>公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため | 水道局建設部<br>技術管理課                   |
| 54    | 2020/6/11 | 2020/6/15 | 荒川区東尾久六丁目地先から同区東尾久三丁目地先間配水本管 (500mm) 新設工事 (第10回設計変更) に関する変更総括書、変更工種別総括書、変更内訳書、変更内訳明細書、代価明細書 (表紙)、代価表、資源調書、共通仮設費・イメージアップ経費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表 (表紙)、管弁類材料変更工種別総括書、管弁類材料変更内訳書及び給水管類材料変更内訳明細書 | 188              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |   | 水道局東部建設事務所<br>工事第二課               |
| 55    | 2020/6/11 | 2020/6/22 | (1) 調布取水堰本流流量日量データ (調布堰本流流量) 2015年1月1日から2019年12月31日まで<br>(2) 調布取水堰取水量日量データ (玉川、調布取水量・工水) 2008年1月1日から2019年12月31日まで   | 160              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |   | 水道局東村山浄水管理事務所<br>技術課              |
| 56    | 2020/6/11 | 2020/6/17 | 八王子市元本郷町二丁目12番地先から同市元本郷町一丁目17番地先間配水小管布設替工事に関する内訳書、内訳明細書及び代価表  | 132              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |   | 水道局多摩水道改革推進本部<br>多摩給水管理事務所<br>工務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |    |   |                 |
|-------|----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|----|---|-----------------|
|       |          |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号  |                 |
| 57    | 2020/6/9 | 2020/6/23 | <p>朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する</p> <p>(1)改良土(2種)ほぐし民間1の価格決定根拠<br/>(2)見積評価</p> <p>①開示請求書中、以下の件名の価格決定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼継輪φ2600×300L</li> <li>・片フランジ片SUS開先鋼曲管φ350×90°</li> <li>・両SUS開先鋼曲管φ350×45°</li> <li>・両SUS開先鋼短管φ350×2649</li> <li>・両SUS開先鋼曲管φ350×34°</li> <li>・片フランジ両SUS開先鋼T字管φ350×1561</li> <li>・片フランジ片SUS開先鋼曲管φ350×90</li> <li>・鋼フランジ蓋</li> <li>・空気弁用鋼フランジ蓋</li> <li>・鋼接合セット(仕切弁用)</li> <li>・鋼接合セット(人孔フランジ接合用)</li> <li>・鋼接合セット(空気弁フランジ接合用)φ600 16K</li> <li>・鋼接合セット(空気弁フランジ接合用)φ200 16K</li> <li>・鋼接合セット(仕切弁用)φ350 16K</li> <li>・鋼接合セット(鋼管フランジ接合用)φ350 16K</li> </ul> <p>②開示請求書中、以下の件名の価格決定根拠資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FCD急速空気弁</li> <li>・FCD仕切弁用ハンドル</li> <li>・FCDフランジ仕切弁</li> </ul> <p>③フランジ固定金具</p> <p>(3)特別(局単価)調査報告書(以下の単価の価格決定根拠資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼板製バタフライ弁(フランジ形)</li> <li>・片US形挿口片ブレンエンド鋼仕切弁副管乙</li> </ul> | 9                |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    |    | <p>(7条3号)</p> <p>資料内の処分先及び運搬距離は、公にすることで、当該設定情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)</p> <p>資料内の処分単価、採用単価及び運搬費は、公にすることで、他の者に単価提供元企業の経営上の情報が知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号及び6号)</p> <p>見積金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、これを開示した場合、他社に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると判断され、また、見積精査の経過やその算定式は、開示することにより、今後当局が行う同様の見積りにおいて、見積会社の思惑によりその金額の高止まりを招く等、適切な設計価格設定に支障を生じると認められるため</p> <p>(7条3号)</p> <p>受託者住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条4号)</p> <p>偽造等により法人の財産が脅かされるおそれが</p> | 水道局東部建設事務所工事第二課 |





| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |   |                     |
|-------|----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---|---------------------|
|       |          |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号  | 9号                  |
| 58    | 2020/6/9 | 2020/6/22 | 深大寺浄水所1号配水池新設工事に係る以下の資料<br>質問回答書、管理費区分チェックリスト、工程表、資源調書、見積承認書、調査報告書、数量計算書、仮設材賃料相当加算額根拠資料、仮設材賃料日数算定に係わる資料、仮設材賃料及び修理費の根拠資料並びに仮設材運搬工根拠資料 | 530              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | <p>(7条3号及び6号)<br/>見積価格は法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が損なわれるとともに、その評価方法に関わる内容を開示した場合、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>調査報告書に記載のある受託者の住所及び氏名並びに代理人の住所、氏名及び印影並びに契約番号及び委託件名を開示した場合に、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)<br/>代理人の印影を開示した場合、偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため</p> <p>(7条3号)<br/>建設副産物搬出先会社名を公表した場合、他の者に当該法人の経営上の情報が知られることとなり、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条3号)<br/>当該部分を開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては、当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> <p>(7条4号及び6号)<br/>当該部分を開示することで、施設内部が明らかとなり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p> | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日    | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |   |                 |
|-------|----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|---|-----------------|
|       |          |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号  | 8号              |
| 59    | 2020/6/9 | 2020/6/23 | 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事に関する①②⑨見積価格評価一覧表、③泥水シールド損料・電力料積算根拠、④配管損料積算根拠、⑤エアミルク損料・電力料積算根拠、⑥坑内換気損料・電力料積算根拠、⑦立坑整備損料・電力料積算根拠、⑧特別調査報告書、⑩工程表、⑪～⑬仮設材積算根拠、⑭数量計算書(シールド)、⑭数量計算書(開削)、⑮管理費区分チェックリスト及び⑯資源調書 | 196              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | <p>(7条6号)<br/>見積、参考資料等の金額の評価内容を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じるおそれがあるため</p> <p>(7条3号)<br/>これらの刊行物名称を開示した場合、資料出版元法人の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>これらを開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)<br/>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため</p> <p>(7条3号)<br/>これらを開示した場合、各法人の処分受入額を知られることとなり、当該法人の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> | 水道局東部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |  |                 |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|--|-----------------|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号   | 8号              |
| 60    | 2020/6/10 | 2020/6/23 | 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事に関する①・⑨見積価格評価一覧表、②特別調査報告書、③数量計算書(シールド)、③数量計算書(開削)、④管理費区分チェックリスト、⑤仮設材積算根拠、⑥工程表積算根拠、⑦賃料算出積算根拠、⑧-1泥水シールド損料・電力料積算根拠、⑧-2配管損料積算根拠、⑧-3エアミルク損料・電力料積算根拠、⑧-4立坑整備損料・電力料積算根拠、⑧-5坑内換気損料・電力料積算根拠、⑧-6送排泥管損料積算根拠、⑧-7防音工換気損料・電力料積算根拠及び⑧-8負荷設備一覧表 | 230              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | <p>(7条3号)<br/>見積金額は、これらを提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、開示した場合他社に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条6号)<br/>見積、参考資料等の金額の評価内容を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じるおそれがあるため</p> <p>(7条3号)<br/>これらを開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条4号)<br/>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため</p> <p>(7条3号)<br/>これらを開示した場合、各法人の処分受入額を知られることとなり、当該法人の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号)<br/>これらの刊行物名称を開示した場合、資料出版元法人の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> | 水道局東部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |   |                 |
|-------|-----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|---|-----------------|
|       |           |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号  | 8号              |
| 61    | 2020/5/28 | 2020/6/24 | 葛飾区細田五丁目地先配水本管(800mm)布設替及び配水小管布設替工事に関する工事設計書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書、代価表、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、給水管類材料内訳明細書、数量計算書及び仮設計算書 | 1179             |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    | <p>(7条2号)<br/>個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため</p> <p>(7条2号)<br/>個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条2号及び6号)<br/>個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、お客様の本人確認に用いる情報であることから、公にすると給水契約者本人へのなりすましが可能となり、当局の受付事務に支障が生じるおそれがあるため</p> <p>(7条3号)<br/>法人の内部管理情報であり、公にすることで、事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条6号)<br/>お客様の本人確認に用いる情報であることから、公にすると給水契約者本人へのなりすましが可能となり、当局の受付事務に支障が生じるおそれがあるため</p> <p>(7条4号)<br/>公にすることにより、犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号)<br/>当局が他法人の有償刊行物から積算の基礎資料となる計算式等を引用しているため、開示した場合に有償刊行物を購入するより安価に情報を得ることが可能になり、当該法人の刊行物販売による収入の減少を招き、調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため</p> | 水道局東部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |   |                 |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---|-----------------|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号  | 8号              |
| 62    | 2020/6/10 | 2020/6/24 | 中央区銀座五丁目1番地先から同区銀座六丁目6番地先間外1か所配水小管布設替工事に関する工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、給水管類材料内訳明細書、特記仕様書、施工代価表、数量計算書、仮設計算書  | 2056             |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条2号)<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため<br>(7条3号)<br>開示した場合に、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため | 水道局給水部配水課       |
| 63    | 2020/6/12 | 2020/6/26 | 足立区保木間二丁目2番地先から同区保木間二丁目3番地先間配水小管布設替工事に関する工事変更設計書(第2回)、変更工事総括数量表(第2回)変更総括書(第2回)、変更工種別総括書(第2回)、変更内訳書(第2回)、変更内訳明細書(第2回)、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料変更工種別総括書(第2回)、管弁類材料変更内訳書(第2回)、給水管類材料変更内訳明細書(第2回)及び特記仕様書(第1回変更)<br>足立区六木二丁目8番地先から同区六木二丁目6番地先間外1か所配水小管撤去工事に関する工事変更設計書(第1回)、変更工事総括数量表(第1回)変更総括書(第1回)、変更工種別総括書(第1回)、変更内訳書(第1回)、変更内訳明細書(第1回)、代価明細書変更設計(第1回)、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料変更工種別総括書(第1回)、管弁類材料変更内訳書(第1回)及び特記仕様書(第1回変更) | 221              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条2号)<br>個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため  | 水道局東部第二支所配水課    |
| 64    | 2020/6/15 | 2020/6/26 | 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事に関する工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書(表紙)、内訳明細書、代価明細書(表紙)、代価表、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表、管弁類材料工種別総括書及び管弁類材料内訳書   | 321              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |   | 水道局東部建設事務所工事第一課 |
| 65    | 2020/6/15 | 2020/6/19 | 東京都における2016年(平成28年)度の時間別(1時間ごと)配水量データ   | 225              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |   | 水道局浄水部浄水課       |
| 66    | 2020/6/16 | 2020/6/19 | 世田谷区砧公園地先配水本管(600mm)布設替工事に関する工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書(表紙)、内訳明細書、代価明細書(表紙)、代価明細書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表(表紙)、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、施工代価表及び特記仕様書  | 715              |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |   | 水道局西部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |   |                 |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---|-----------------|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号  | 9号              |
| 67    | 2020/6/16 | 2020/6/24 | 江戸川区東葛西二丁目36番地先から同区東葛西五丁目38番地先間外2か所配水小管布設替及び新設工事における資源調査書   | 49               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局給水部配水課   |                 |
| 68    | 2020/6/16 | 2020/6/23 | 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事に関する立坑整備損料・電力料積算根拠  | 2                |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条3号)<br>これらの刊行物名を開示した場合、資料出版元法人の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため | 水道局東部建設事務所工事第一課 |
| 69    | 2020/6/15 | 2020/6/16 | 平成30年度、平成31年度及び令和2年度仮配管工設計単価表<br>平成30年度、平成31年度及び令和2年度断通水作業費設計単価表  | 9                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局給水部配水課   |                 |
| 70    | 2020/6/15 | 2020/6/23 | 水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年4月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年5月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年6月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年7月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年8月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年9月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年10月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年11月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成30年12月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成31年1月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成31年2月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成31年3月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成31年3月11日)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(平成31年4月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年5月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年6月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年7月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年8月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年9月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年10月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年11月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和元年12月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和2年1月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和2年2月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和2年3月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和2年4月)、水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和2年5月)及び水道用機械・電気設備工事機器価格表(令和2年6月) | 1223             |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条3号)<br>公表すると、資料出版元の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれるため                   | 水道局建設部技術管理課     |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |                     |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|---------------------|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号                  |
| 71    | 2020/6/17 | 2020/6/18 | 令和2年度三園浄水場生物活性炭吸着池粒状活性炭引抜き工事<br>最低制限価格算定書   | 1                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局朝霞浄水管理事務所庶務課     |
| 72    | 2020/6/17 | 2020/6/19 | 令和2年度金町浄水場生物活性炭吸着池粒状活性炭引抜き工事に関する工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価表、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料工種別総括書及び管弁類材料内訳書  | 47               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局金町浄水管理事務所技術課     |
| 73    | 2020/6/17 | 2020/6/29 | 下記の工事契約にかかる最低制限価格算定書<br>令和2年度東村山浄水場生物活性炭吸着池粒状活性炭引抜き工事<br>令和2年度金町浄水場生物活性炭吸着池粒状活性炭引抜き工事<br>令和2年度三郷浄水場生物活性炭吸着池粒状活性炭引抜き工事   | 3                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局経理部契約課           |
| 74    | 2020/6/17 | 2020/6/24 | 墨田区江東橋二丁目地先から同区江東橋四丁目地先間配水本管(600mm・500mm)布設替及び既設管内配管工事に関する工事設計書、工事総括数量表、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書及び代価表   | 410              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第一課     |
| 75    | 2020/6/18 | 2020/6/25 | 東村山市久米川町四丁目地先から同市恩多町四丁目地先間配水本管(400mm・350mm)新設及び布設替並びに配水小管布設替工事に係る以下の資料<br>工事設計者、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書、共通仮設費・現場環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、給水管類材料内訳明細書、数量計算書及び仮設構造物計算書 | 1146             | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部施設部工務課 |
| 76    | 2020/6/18 | 2020/6/29 | 令和2年度金町浄水場旧第2沈砂池しゅんせつ作業に関する総括書、内訳書及び内訳明細書   | 9                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局金町浄水管理事務所技術課     |
| 77    | 2020/6/19 | 2020/6/26 | 中川新宿水管橋(1500mm)撤去工事(その1)、中川新宿水管橋(1500mm)撤去工事(その2)及び中川新宿水管橋(1500mm)撤去工事(その3)に関する工事成績評定表第2号様式及び工事成績評定項目別評定表第3号様式~第6号様式  | 69               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第一課     |
| 78    | 2020/6/19 | 2020/6/26 | 江東区新木場二丁目地先配水本管(400mm)布設替工事に関する工事設計書、工事総括数量表、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書及び代価表  | 202              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第一課     |
| 79    | 2020/6/22 | 2020/6/26 | 砧下浄水所外1か所照明設備改良工事に関する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率  | 6                | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東村山浄水管理事務所技術課    |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                 |
|-------|-----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|
|       |           |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                 |
| 80    | 2020/4/30 | 2020/6/29 | 北区王子五丁目地内から同区昭和町三丁目地先間配水本管(1000mm・800mm)用トンネル築造及びトンネル内配管工事に関する設計書、説明、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書(表紙)、内訳明細書、代価明細書(表紙)、代価表、施工代価表、共通仮設費・環境改善費算出表、諸経費算出表、管弁類材料工種別総括書、管弁類材料内訳書、02資源調書、03特別調査依頼書・報告書、04-1見積依頼書・評価(エアカーテン)、04-2見積依頼書・評価(防音パネル)、04-3見積依頼書・評価(電動シャッター設置・撤去費)、04-4見積依頼書・評価(天井クレーン設置・撤去費)、04-5見積依頼書・評価(帯電防止風管)、04-6見積依頼書・評価(操作軸・中間軸・カップリング)、04-7見積依頼書・評価(警報装置)、04-8見積依頼書・評価(影響調査工)、04-9・10見積依頼書・評価(セグメント1・2)、04-11見積依頼書・評価(ゴムチップ鉄蓋)、04-12見積依頼書・評価(シールド機器類・梱包輸送費)、05-1積算根拠(泥水シールド損料・電力料)、05-2積算根拠(エアミルク損料・電力料)、05-3積算根拠(立坑設備工)、06積算根拠(発生土・副産物処分地先)、07-1積算根拠(管材)、07-2積算根拠(誘導員算出)、07-3積算根拠(数量)、07-4積算根拠(一次覆工)、07-5積算根拠(二次覆工)、07-6積算根拠(水替工)、07-7積算根拠(給水所内舗装)、07-8積算根拠(地盤改良工)、07-9積算根拠(布掘工)、07-10積算根拠(人孔築造・立坑内配管)、07-11積算根拠(連絡工)、08積算根拠(工程表)、09積算根拠(契約電力の算定)、10積算根拠(仮設工)、11積算根拠(電力設備)、12、14-2積算根拠(防音工換気損料・電力料)、13-1積算根拠(送排泥管損料)、13-2積算根拠(送排泥設備工・泥水処理設備工・注入設備工)、14-1積算根拠(坑内換気損 | 1088             |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    |    | 1  | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  | (7条3号)<br>これらを開示した場合、他の者に調査内容の情報を知られることとなり、当該法人の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条4号)<br>偽造等により財産が脅かされるおそれがあるため<br>(7条6号)<br>担当者のメールアドレスを公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため<br>(7条3号)<br>見積金額は、これらを提示した企業の経営上、営業戦略上重要な情報であり、開示した場合他社に経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上、事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条6号)<br>見積、参考資料等の金額の評価内容を開示した場合、今後当局が行う同種の見積において、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じるおそれがあるため<br>(7条7号)<br>この構造物の管理者が、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、公にしないことが合理的であると認められ、当該情報を公にすることにより、その者からの、公にしないとい | 水道局東部建設事務所工事第一課 |



| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |   |   |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|---|---|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号  | 7号  |
|       |           |           | 料・電力料)、15-1積算根拠(防音パネル)、15-2積算根拠(防音ハウス・鉄骨工)、16-1積算根拠(配管損料)、16-2積算根拠(坑内設備工)、16-3積算根拠(立坑整備損料・電力料)、17-1積算根拠(安全費)、17-2積算根拠(土質試験数量集計表)、17-3積算根拠(土質試験費)、17-4積算根拠(観測井設置)、17-5積算根拠(試掘位置)、17-6積算根拠(仮設材)、17-7積算根拠(シールド土質調査)、17-8積算根拠(近接施工測定)、17-9積算根拠(地下水調査) |                  |    |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    | う信頼を不当に損なうことになると認められるため<br>(7条3号)<br>これらの刊行物名称を開示した場合、資料出版元法人の事業運営の根幹である刊行物の販売収入の減少を招き、ひいては当該法人の調査研究活動に悪影響を及ぼすなど、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条3号)<br>公にすることで、他のものに処分受入額が知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条3号)<br>公にすることで、他のものに単価提供元企業の経営上の情報を知られることとなり、当該企業の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため<br>(7条4号及び6号)<br>公にすることにより、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため |   |
| 81    | 2020/6/17 | 2020/6/29 | 朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する設計図面  | 48               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |   | 水道局東部建設事務所工事第二課   |
| 82    | 2020/6/17 | 2020/6/29 | 朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事に関する設計図面   | 33               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |   | 水道局東部建設事務所工事第二課   |
| 83    | 2020/6/17 | 2020/6/23 | 朝霞市膝折地内から練馬区大泉学園町四丁目地内間送水管(2600mm)用立坑築造工事の設計図面  | 55               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |   | 水道局西部建設事務所工事第二課   |
| 84    | 2020/6/17 | 2020/6/30 | 朝霞浄水場から朝霞市膝折地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事に関する設計図面   | 35               | 1  |      |     |     |        |    | 1  |    | 1  |        |        |    |   | (7条4号及び6号)<br>当該部分を開示することで、施設内部が明らかとなり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるとともに、セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため<br>水道局東部建設事務所工事第二課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名   | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |    |  |                 |
|-------|-----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|----|----|----|--|-----------------|
|       |           |           |  | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        | 5号 | 6号 | 7号 | 8号   | 9号              |
| 85    | 2020/6/17 | 2020/6/30 | 練馬区石神井台一丁目地内から上井草給水所間送水管(2600mm)トンネル内配管及び管理用立坑築造工事に関する設計図面 | 67               |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | (7条2号)<br>個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であるため<br>(7条4号及び6号)<br>公にすることにより、テロ等の行為を助長し、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当局のセキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(7条6号)<br>当該情報は現時点では一部非公開であり、開示請求者に対して当該部分を開示した場合、当該部分に記載された情報から今後発注予定工事の規模等が類推されることとなり、特定の業者が有利になり入札に不公平を生じ、適正な入札事務の遂行に支障を来すなど、当局の当事者としての地位を害するおそれがあるため | 水道局西部建設事務所工事第一課 |
| 86    | 2020/6/17 | 2020/6/30 | 練馬区石神井台一丁目地内から上井草給水所間送水管(2600mm)用立坑築造及びトンネル築造工事に関する設計図面    | 87               |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    | (7条2号)<br>個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であるため<br>(7条4号及び6号)<br>公にすることにより、テロ等の行為を助長し、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当局のセキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(7条6号)<br>当該情報は現時点では一部非公開であり、開示請求者に対して当該部分を開示した場合、当該部分に記載された情報から今後発注予定工事の規模等が類推されることとなり、特定の業者が有利になり入札に不公平を生じ、適正な入札事務の遂行に支障を来すなど、当局の当事者としての地位を害するおそれがあるため | 水道局西部建設事務所工事第一課 |
| 87    | 2020/6/17 | 2020/6/18 | 練馬区大泉学園町四丁目地内から同区石神井台一丁目地内間送水管(2600mm)用トンネル築造工事に関する設計図面    | 33               |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    |  | 水道局西部建設事務所工事第一課 |
| 88    | 2020/6/17 | 2020/6/18 | 練馬区大泉学園町四丁目地内から同区石神井台一丁目地内間送水管(2600mm)用立坑築造工事に関する設計図面      | 51               |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |        |        |    |    |    |  | 水道局西部建設事務所工事第一課 |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日     | 公文書の件名  | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |    |    |  |
|-------|-----------|-----------|---|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|--------|----|----|--|
|       |           |           |   | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 |        |        | 6号 | 7号 | 8号   |
| 89    | 2020/6/22 | 2020/6/24 | 第一板橋給水所電気設備補修工事に関する<br>工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書、代価明細書   | 16               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局水運用センター施設管理課  |
| 90    | 2020/6/22 | 2020/6/25 | 郷給水所外5か所電気設備補修工事に関する工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書及び代価明細書   | 23               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局水運用センター施設管理課  |
| 91    | 2020/6/22 | 2020/6/26 | 谷保浄水所外1か所電気設備補修工事に関する工事設計書、説明書、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、内訳明細書(表紙含む)、代価明細書(表紙含む)   | 30               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所工務課                              |
| 92    | 2020/6/23 | 2020/6/29 | 葛飾区新小岩四丁目25番地先から同区新小岩三丁目25番地先間配水小管布設替工事に関する資源調査   | 29               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部第二支所配水課   |
| 93    | 2020/6/24 | 2020/6/29 | 千代田区永田町一丁目地先から同区霞が関一丁目地先間配水本管(900mm)既設管内配管工事第10回~第14回起工変更に関する変更工事総括数量表、変更総括書、変更工種別総括書、変更内訳書、内訳明細書(表紙)、変更内訳明細書、代価明細書(表紙)、代価表、共通仮設費・イメージアップ経費算出表、諸経費算出表、管弁類材料集計表(表紙)、管弁類材料変更工種別総括書、管弁類材料変更内訳書 | 417              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第一課  |
| 94    | 2020/6/24 | 2020/6/30 | 町田市つくし野一丁目4番地先から同市つくし野二丁目7番地先間配水小管布設替及び新設工事の第5回から第7回変更に関する総括書、内訳書、内訳明細書   | 282              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局多摩水道改革推進本部多摩給水管理事務所施設課                              |
| 95    | 2020/6/25 | 2020/6/29 | 大田区南雪谷五丁目地先から同区久が原四丁目地先間配水本管(900mm)新設工事に関する数量計算書  | 252              | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局四部建設事務所工事第一課  |
| 96    | 2020/6/26 | 2020/6/29 | 葛飾区南水元二丁目地内から足立区中川五丁目地先間配水本管(2200mm)用立坑築造及びトンネル築造工事(令和2年3月16日付・第9回変更)に関する内訳明細書  | 64               | 1  |      |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | 水道局東部建設事務所工事第一課  |
| 97    | 2020/6/19 | 2020/6/30 | 承諾書(東村山市)   | 1                |    | 1    |     |     |        |    |    |    |    |    |        |        |    |    | (7条4号)<br>偽造等で財産が脅かされるおそれがあると認められるものであるため<br>水道局経理部管理課 |

※公文書の件名内の「工事設計書一式」とは「①工事設計書②説明書③工事総括数量表④総括書⑤工種別総括書⑥内訳書⑦内訳明細書⑧代価明細書⑨共通仮設費・イメージアップ経費算出表⑩諸経費算出表⑪管弁類材料集計表(表紙)⑫管弁類材料工種別総括書⑬管弁類材料内訳書⑭給水管類材料内訳明細書⑮特記仕様書」のいずれか(複数)を含む。

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

| 月整理番号   | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 |    |      |     |     |        |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|---|-------|-------|--------|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|--------|
|   |       |       |        | 総枚数              | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |        |        |
| ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。 |       |       |        |                  |    |      |     |     |        |    |    |    |    |        |        |